甲州市企業派遣型地域活性化起業人制度実施要綱

(目的)

第1条　この要綱は、市が「地域活性化起業人制度」推進要綱(令和３年３月３０日付け総行応第７８号)に基づく企業派遣型地域活性化起業人を一定期間受け入れ、当該者がその知見を活かし、地域活性化や定住促進、さらに地方圏への人の流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力及び価値の向上、安心・安全につながる業務等に従事することで、地方創生の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　三大都市圏　埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

(２)　派遣元企業　三大都市圏に所在し、社員を市に派遣する法人をいう。

(３)　地域活性化起業人　次に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。

ア　派遣元企業の社員（三大都市圏に本社機能を有する法人にあっては、三大都市圏外に勤務する社員を含み、入社後３月未満の社員は除くものとし、派遣元企業からの派遣の際、現に市の区域に勤務する社員を除く。以下同じ。)であること。

イ　派遣元企業から派遣されている６月以上３年以内の期間（以下「派遣期間」という。）、継続して市に派遣され、前条に規定する目的の達成に資する業務に従事する派遣元企業の社員であること。

ウ　派遣期間中の市内の勤務地での勤務日数が、次に掲げる期間のいずれも満たすものであること。

(ア)　月毎の勤務日数にあっては、当該月の市の開庁日の半数以上の日数

(イ)　派遣期間中の全期間の勤務日数にあっては、当該期間中の市の開庁日の半数を超える日数

(従事職務)

第３条　地域活性化起業人は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(１)　第１条に規定する目的の達成に資する業務

(２)　その他市の課題解決に資する業務

(委嘱及び身分)

第４条　派遣元企業は、企業で培われた人脈、専門的知識及び知見を活かしながら、前条各号に掲げる業務を遂行できる者を市に派遣するものとする。

２　地域活性化起業人は、派遣元企業の社員の身分を有するものとし、市長が地域活性化起業人として委嘱する。

(受入期間)

第５条　市が同一の派遣元企業から連続して地域活性化起業人を受け入れることのできる期間は、３年以内とする。

２　市は、前回の派遣から１年を経過している派遣元企業からの派遣にあっては、改めて３年を上限として受け入れることができる。

(給与、諸手当等)

第６条　地域活性化起業人の給与、諸手当等は、派遣元企業が支払うものとする。

２　地域活性化起業人は、派遣期間中も派遣元企業の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

(協定)

第７条　市長及び派遣元企業は、地域活性化起業人の就業条件及び派遣等に関し必要な事項について、この要綱に定めるもののほか、市と派遣元企業の協議の上、合意した事項について協定書を締結するものとする。

(解嘱)

第８条　市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(１)　法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(２)　心身の故障のため職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(３)　派遣元企業の都合により職務を継続できなくなったとき。

(４)　自己の都合により辞任を申し出たとき。

(５)　その他地域活性化起業人として必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第９条　地域活性化起業人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この告示は、公布の日から施行する。